

1 計画の趣旨

稲沢市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期）（以下「計画」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第19条第1項の規定に基づき、特定健康診査¹及び特定保健指導²の実施方法、目標、その他必要な事項を定めるものです。

稲沢市国民健康保険の保険者³である稲沢市は、40歳以上の被保険者に対して、計画に従い、効率的かつ効果的に特定健康診査及び特定保健指導を実施し、糖尿病等の生活習慣病⁴の有病者及びその予備群を減少させるものとします。

2 計画策定の背景

生活習慣病は、次のようなモデルで進行するとされています。

- ①不適切な食生活や運動不足といった不健康な生活習慣を続ける。
- ②やがて、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病を発症する。
- ③その後、心筋梗塞や脳卒中に重症化する。
- ④最後は、生活機能の低下、要介護状態となる。

こうした進行を抑えるためには、生活習慣の改善にしっかりと取り組むことが重要であるとされています。それにより、発症リスク要因を減少させることができ、結果として医療費を適正化することができます。

このため、これまでも生活習慣病に対する予防対策が行われてきましたが、保健指導の徹底が不十分であるとの指摘がされています。

そこで、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査を実施し、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に計画を策定するものです。

なお、特定健康診査及び特定保健指導は、次のような理由から、保険者に実施が義務付けられています。

- ・ 医療費の削減効果について最も大きな恩恵を受けること。
- ・ 医療費のデータと健診・保健指導のデータを突合することにより効果的な予防事業を行うことができること。
- ・ 対象者を把握しやすいこと。

¹ 特定健康診査：医療保険者が40歳以上の加入者に対して実施する生活習慣病の該当者、予備群を抽出するための健康診査

² 特定保健指導：医療保険者が特定健康診査により抽出された生活習慣病の該当者、予備群に対して、生活習慣の改善を促すために行う保健指導

³ 保険者：国民健康保険法などの医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合等

⁴ 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症や進行に関与する糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの疾患群

3 計画の期間

計画の期間は、2018（平成30）年度から2023（平成35）年度までの6年間です。

計画は、第1期及び第2期は5年を一期としていましたが、医療費適正化計画が6年一期に見直されたことを踏まえ、第3期は6年を一期とします。

4 他の計画との関係

(1) 稲沢市総合計画

計画は、稲沢市総合計画¹を補完し、具体化するものです。したがって、稲沢市総合計画との整合性が保たれています。

(2) いきいきいなざわ・健康21計画

いきいきいなざわ・健康21計画²は、市民を対象に、市民と行政が一緒になって健康づくりを推進するものです。

計画は、いきいきいなざわ・健康21計画と調和が図られています。

(3) 稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画

稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、稲沢市が推進する高齢者福祉施策の基本的な方向を定め、その実現に向けての総合的な取り組み方針を明らかにするものです。

計画は、稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画と調和が図られています。

¹ 稲沢市総合計画：地方自治法の規定に基づき策定する稲沢市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針となる計画

² いきいきいなざわ・健康21計画：健康増進法の規定に基づき策定する市民の健康の増進に関する施策の基本的な方向性を示す計画

5 被保険者等の現況

(1) 人口及び被保険者数の現況

人口及び国民健康保険被保険者数の現況は、次の表のとおりです。

○年齢階層別人口・被保険者数・被保険者の割合

年齢階層	人口	被保険者数	割合
0～4歳	5,697人	527人	9.2%
5～9歳	6,179人	687人	11.1%
10～14歳	6,344人	757人	11.9%
15～19歳	7,063人	936人	13.2%
20～24歳	7,047人	802人	11.3%
25～29歳	6,807人	809人	11.8%
30～34歳	7,672人	969人	12.6%
35～39歳	8,500人	1,125人	13.2%
40～44歳	10,679人	1,543人	14.4%
45～49歳	10,885人	1,722人	15.8%
50～54歳	8,911人	1,517人	17.0%
55～59歳	7,810人	1,685人	21.5%
60～64歳	7,828人	3,251人	41.5%
65～69歳	10,528人	7,208人	68.4%
70～74歳	8,729人	6,845人	78.4%
合計	120,679人	30,383人	25.1%

備考

- 1 人口は、外国人登録者数を含みます。
- 2 人口及び被保険者数は、平成29年9月30日現在の数値です。

○年度別対人口比

年度	人口	被保険者数	対人口比
24年度	138,198人	36,221人	26.2%
25年度	138,399人	35,370人	25.6%
26年度	138,230人	33,212人	24.0%
27年度	137,906人	33,070人	24.0%
28年度	137,692人	31,357人	22.8%

備考 人口及び国民健康保険の被保険者数は、各年度末の数値です。

(2) 推計被保険者数

2018（平成30）年度から2023（平成35）年度までの推計被保険者数は、次の表のとおりです。

○推計被保険者数

年齢階層	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2021 (平成33) 年度	2022 (平成34) 年度	2023 (平成35) 年度
0～4歳	480人	437人	398人	363人	331人	303人
5～9歳	632人	581人	534人	491人	452人	397人
10～14歳	688人	625人	568人	516人	469人	400人
15～19歳	881人	829人	780人	734人	691人	643人
20～24歳	724人	654人	590人	533人	481人	413人
25～29歳	731人	660人	596人	538人	486人	434人
30～34歳	877人	793人	717人	649人	587人	522人
35～39歳	997人	884人	783人	694人	615人	529人
40～44歳	1,442人	1,347人	1,259人	1,176人	1,099人	911人
45～49歳	1,706人	1,690人	1,674人	1,658人	1,643人	1,574人
50～54歳	1,481人	1,446人	1,142人	1,379人	1,346人	1,311人
55～59歳	1,556人	1,437人	1,327人	1,225人	1,131人	1,013人
60～64歳	2,731人	2,297人	1,927人	1,619人	1,360人	1,011人
65～69歳	7,253人	7,299人	7,345人	7,391人	7,437人	6,899人
70～74歳	6,895人	6,945人	6,995人	7,046人	7,097人	7,323人
合計	29,074人	27,921人	26,905人	26,012人	25,225人	23,763人

備考 被保険者数は、人口推計値から国民健康保険加入率を乗じて作成しました。
(人口と被保険者数の実数値は、平成29年9月30日現在の数値です。)

(3) 疾病の状況（生活習慣病）

被保険者に係る糖尿病等の生活習慣病の受診状況は、次の表のとおりです。

この表によると、40歳から59歳までの年齢階層は、すべての疾病において、件数、費用額、一人当たり費用額及び受診率が低く、60歳を過ぎると急激に上昇しています。

①件数

○件数（平成28年5月診療分）

年齢	全件	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患 ¹	脳血管疾患
40-44歳	713件	22件	24件	1件	0件
45-49歳	826件	46件	53件	0件	3件
50-54歳	881件	57件	89件	3件	3件
55-59歳	1,203件	89件	165件	11件	13件
60-64歳	3,064件	290件	475件	24件	24件
65-69歳	7,083件	720件	1,163件	110件	47件
70-74歳	7,694件	711件	1,194件	133件	77件
計	21,464件	1,935件	3,163件	282件	167件

○件数（平成29年5月診療分）

年齢	全件	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44歳	661件	29件	32件	1件	1件
45-49歳	857件	40件	50件	1件	9件
50-54歳	866件	64件	79件	3件	1件
55-59歳	1,087件	75件	133件	15件	10件
60-64歳	2,634件	226件	399件	29件	17件
65-69歳	6,895件	701件	1,047件	84件	53件
70-74歳	7,576件	748件	1,144件	134件	71件
計	20,576件	1,883件	2,884件	267件	162件

¹ 虚血性心疾患：心筋梗塞や狭心症に代表される心臓の筋肉への血液の流れが妨げられ、心臓に障害が起こる病気の総称

②費用額

○費用額（平成28年5月診療分）

年齢	総額	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44歳	23,666,860円	509,250円	340,170円	57,710円	0円
45-49歳	39,253,360円	1,651,070円	816,220円	0円	89,890円
50-54歳	31,731,950円	1,514,210円	1,209,030円	65,730円	1,119,060円
55-59歳	65,573,550円	2,244,130円	240,340円	400,710円	2,786,460円
60-64歳	120,263,910円	8,976,110円	6,184,820円	491,850円	6,559,960円
65-69歳	223,675,460円	18,022,190円	15,866,740円	8,516,640円	3,968,530円
70-74歳	255,527,300円	20,533,950円	16,814,690円	9,286,060円	8,603,690円
計	759,692,390円	53,470,910円	41,472,010円	18,818,700円	23,127,590円

○費用額（平成29年5月診療分）

年齢	総額	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44歳	23,056,650円	1,136,440円	420,120円	65,230円	10,160円
45-49歳	38,416,880円	1,172,160円	612,470円	41,540円	2,072,530円
50-54歳	41,505,470円	1,682,070円	1,160,710円	1,075,380円	528,020円
55-59歳	51,103,4730円	2,159,400円	1,674,440円	344,650円	1,850,190円
60-64歳	90,239,310円	6,122,930円	5,165,480円	1,748,380円	2,079,550円
65-69歳	205,033,400円	19,532,040円	13,947,650円	6,626,590円	14,045,760円
70-74歳	264,871,030円	22,363,410円	16,463,780円	12,686,350円	6,622,520円
計	714,226,470円	54,168,450円	39,444,650円	22,588,120円	27,208,730円

③1件当たり費用額

○1件当たり費用額（平成28年5月診療分）

年齢	全疾病	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44歳	33,193円	23,148円	14,174円	57,710円	0円
45-49歳	47,522円	35,893円	15,400円	0円	29,963円
50-54歳	36,018円	26,565円	13,585円	21,910円	373,020円
55-59歳	54,508円	25,215円	14,566円	36,428円	214,343円
60-64歳	39,251円	30,952円	13,021円	20,494円	273,332円
65-69歳	31,579円	25,031円	13,643円	77,424円	84,437円
70-74歳	33,211円	28,909円	14,083円	69,820円	111,736円
計	35,394円	27,634円	13,112円	66,733円	138,489円

○ 1 件当たり費用額（平成 29 年 5 月診療分）

年齢	全疾病	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44 歳	34,881 円	39,188 円	13,129 円	65,230 円	10,160 円
45-49 歳	44,827 円	29,304 円	12,249 円	41,540 円	230,281 円
50-54 歳	47,928 円	26,282 円	14,693 円	358,460 円	528,020 円
55-59 歳	47,014 円	28,792 円	12,590 円	22,977 円	185,019 円
60-64 歳	34,259 円	27,093 円	12,946 円	60,289 円	122,326 円
65-69 歳	29,737 円	27,863 円	13,322 円	78,888 円	265,014 円
70-74 歳	34,962 円	29,898 円	14,391 円	94,674 円	93,275 円
計	34,712 円	28,767 円	13,677 円	84,600 円	167,955 円

備考 1 件当たり費用額 = 費用額 ÷ 件数

④ 1 人当たり費用額

○ 1 人当たり費用額（平成 28 年 5 月診療分）

年齢	全疾病	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44 歳	12,848 円	276 円	185 円	31 円	0 円
45-49 歳	21,627 円	910 円	450 円	0 円	50 円
50-54 歳	19,093 円	911 円	727 円	40 円	673 円
55-59 歳	34,567 円	1,1183 円	1,267 円	211 円	1,469 円
60-64 歳	30,141 円	2,250 円	1,550 円	123 円	1,644 円
65-69 歳	28,400 円	2,288 円	2,015 円	1,081 円	504 円
70-74 歳	38,224 円	3,075 円	2,515 円	1,389 円	1,287 円
計	29,483 円	2,075 円	1,693 円	730 円	898 円

○ 1 人当たり費用額（平成 29 年 5 月診療分）

年齢	全疾病	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44 歳	13,659 円	466 円	249 円	39 円	6 円
45-49 歳	20,913 円	638 円	333 円	23 円	1,128 円
50-54 歳	26,336 円	1,067 円	736 円	982 円	335 円
55-59 歳	29,020 円	1,226 円	951 円	196 円	1,051 円
60-64 歳	25,614 円	1,738 円	1,466 円	496 円	590 円
65-69 歳	26,936 円	2,566 円	1,832 円	871 円	1,845 円
70-74 歳	39,462 円	3,332 円	2,453 円	1,890 円	987 円
計	28,906 円	2,192 円	1,596 円	914 円	1,101 円

備考 1 人当たり費用額 = 費用額 ÷ 被保険者数

⑤受診率

○受診率（平成28年5月診療分）

年齢	全疾病	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44歳	38.71%	1.19%	1.30%	0.05%	0.00%
45-49歳	45.51%	2.53%	2.92%	0.00%	0.17%
50-54歳	53.01%	3.43%	5.35%	0.18%	0.18%
55-59歳	63.42%	4.69%	8.70%	0.58%	0.69%
60-64歳	76.79%	7.27%	11.90%	0.60%	0.60%
65-69歳	89.93%	9.14%	14.77%	1.40%	0.60%
70-74歳	115.09%	10.64%	17.86%	1.99%	1.15%
計	83.30%	7.51%	12.28%	1.09%	0.65%

○受診率（平成29年5月診療分）

年齢	全疾病	糖尿病	高血圧性疾患	虚血性疾患	脳血管疾患
40-44歳	39.16%	1.52%	1.90%	0.06%	0.06%
45-49歳	46.65%	2.18%	2.72%	0.05%	0.49%
50-54歳	54.95%	4.06%	5.01%	0.19%	0.06%
55-59歳	61.73%	4.26%	7.55%	0.85%	0.57%
60-64歳	74.77%	6.41%	11.33%	0.82%	0.48%
65-69歳	90.58%	9.21%	13.75%	1.10%	0.70%
70-74歳	112.87%	11.14%	17.04%	2.00%	1.06%
計	83.27%	7.62%	11.67%	1.08%	0.66%

備考 受診率 = 件数 ÷ 被保険者数 × 100

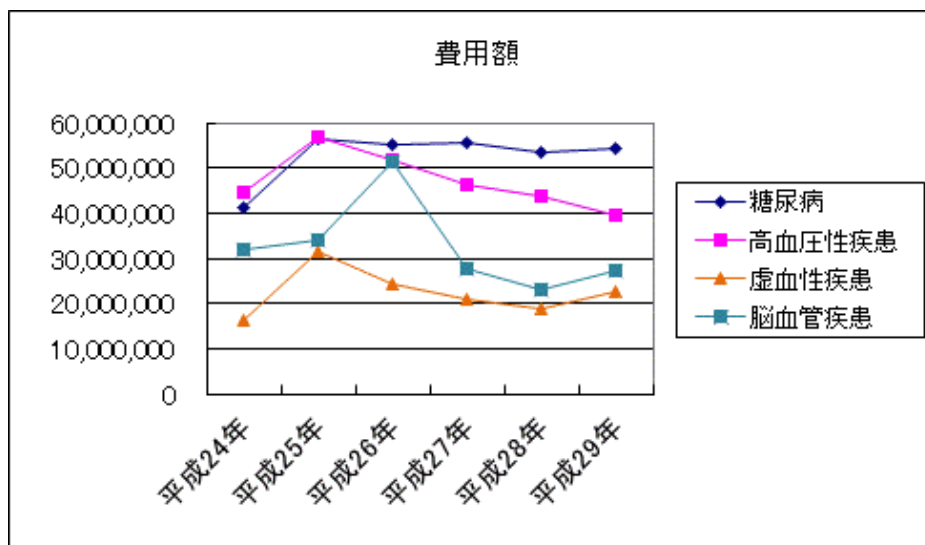
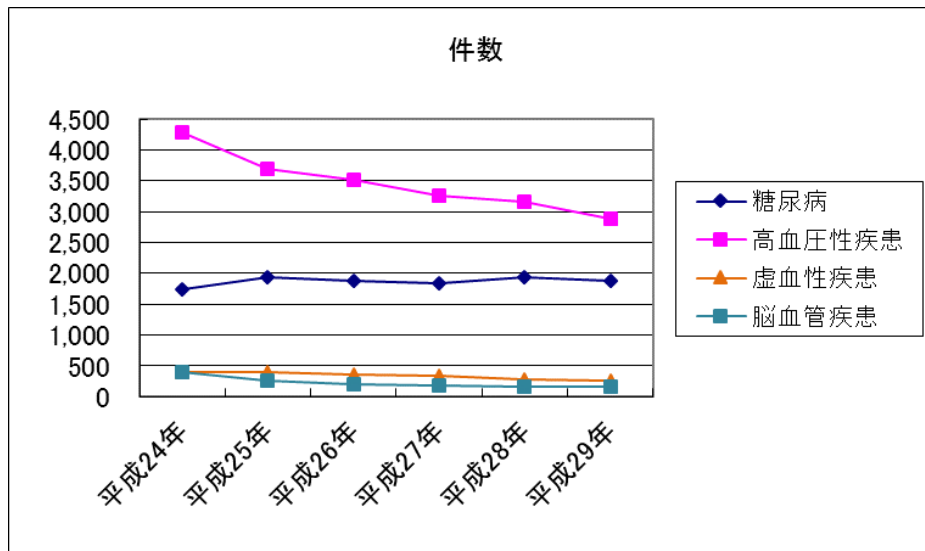
<参考>

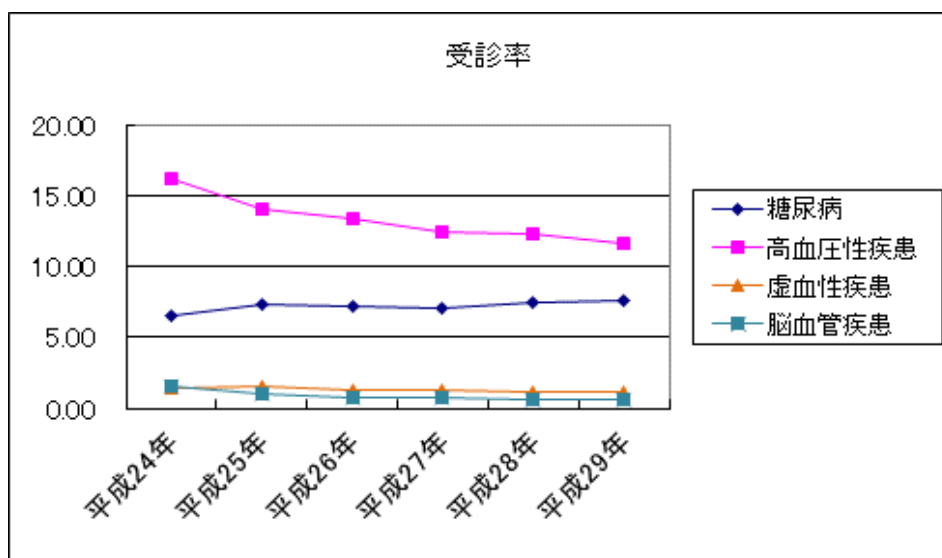
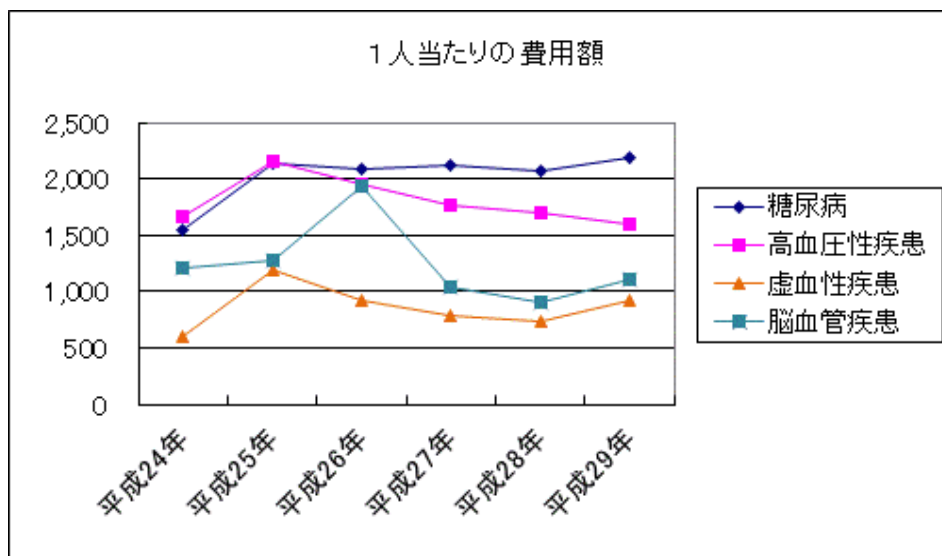
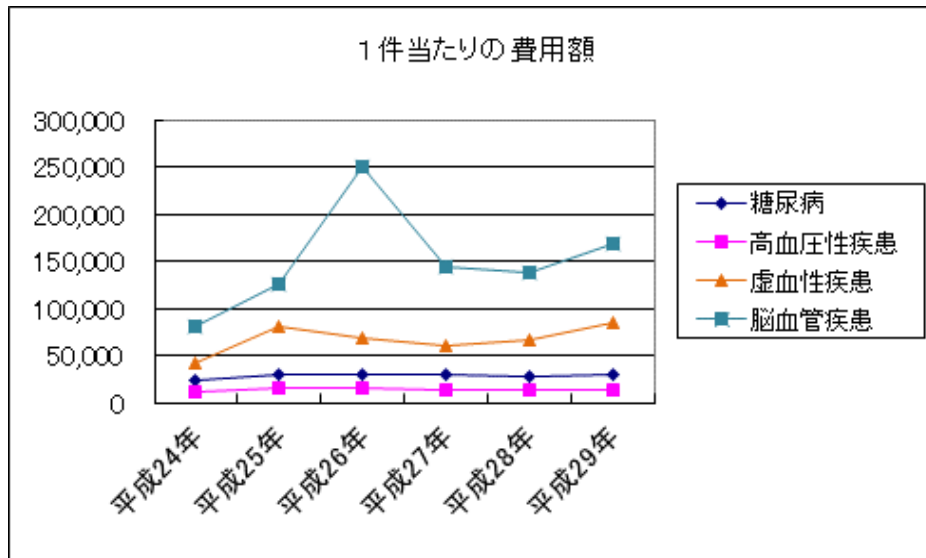
○被保険者数

年齢階層	平成28年5月末	平成29年5月末
40-44歳	1,842人	1,688人
45-49歳	1,815人	1,837人
50-54歳	1,662人	1,576人
55-59歳	1,897人	1,761人
60-64歳	3,990人	3,523人
65-69歳	7,876人	7,612人
70-74歳	6,685人	6,712人
合計	25,767人	24,709人

(4) 疾病状況の推移

平成24年から平成29年の6年間で被保険者に係る糖尿病等の生活習慣病の受診状況の推移は、次の表のとおりです。(各年度とも5月診療分をもとに作成)





6 計画の目標値

特定健康診査の受診率、特定保健指導の利用率並びに内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者及び予備群の減少率の目標値は、次の表のように定めます。

○計画の目標値

	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2021 (平成 33) 年度	2022 (平成 34) 年度	2023 (平成 35) 年度
特定健康診査 の実施率	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導 の実施率	10%	20%	30%	40%	50%	60%

備 考

- 1 特定健康診査の実施率の目標値は、次のように定めました。
 - (1) 2018（平成30）年度の目標値は、平成28年度に実施した特定健康診査の実施率が47.03%であったことから、50%としました。
 - (2) 2019（平成31）年度の目標値は、対前年度2%増で、2020（平成32）年度、2021（平成33）年度及び2022（平成34）年度の目標値は、対前年比2%増としました。
 - (3) 2023（平成35）年度の目標値は、特定健康診査等基本指針に定める数値60%としました。
 - (4) 特定健康診査の実施率の計算式は、次のとおりです。

$$A \div B \times 100$$

A = 特定健康診査の受診者数（年度途中の資格取得及び喪失者を除く。）
 B = 40歳以上の被保険者数（年度末現在。年度途中の資格取得者を除く。）
- 2 特定保健指導の実施率の目標値は、次のように定めました。
 - (1) 2018（平成30）年度の目標値は、平成29年度（平成28年度分 法定報告）から特定保健指導の終了率が8.6%あったことから、10%としました。
 - (2) 2019（平成31）年度から2022（平成34）年度の目標値は、対前年度10%増としました。
 - (3) 2023（平成35年度）の目標値は、特定健康診査等基本指針に定める数値60%としました。
 - (4) 特定保健指導の実施率の計算式は、次のとおりです。

$$A \div B \times 100$$

A = 動機付け支援利用者数 + 積極的支援利用者数
 B = 動機付け支援対象者数 + 積極的支援対象者数

7 特定健康診査の対象者数等

(1) 40歳以上の推計被保険者数

40歳以上の推計被保険者数は、次の表のとおりです。

○40歳以上の推計被保険者数

年齢	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2021 (平成33) 年度	2022 (平成34) 年度	2023 (平成35) 年度
40～64歳	8,916人	8,214人	7,599人	7,057人	6,579人	5,900人
65～74歳	14,148人	14,244人	14,340人	14,437人	14,534人	14,222人
計	23,064人	22,458人	21,939人	21,494人	21,113人	20,122人

(2) 特定健康診査の対象者数

特定健康診査の対象者数は、次の表のとおり推計しました。

○特定健康診査の対象者数

年齢	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2021 (平成33) 年度	2022 (平成34) 年度	2023 (平成35) 年度
40～64歳	8,916人	8,214人	7,599人	7,057人	6,579人	5,900人
65～74歳	14,148人	14,244人	14,340人	14,437人	14,534人	14,222人
計	23,064人	22,458人	21,939人	21,494人	21,113人	20,122人

備考 特定健康診査の対象者数は、除外すべき事業者健診の受診者数を0人と見込み、被保険者数を対象者数としました。

(3) 特定健康診査の実施者数

特定健康診査の実施者数は、次の表のとおり推計しました。

○特定健康診査の実施者数

年齢	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2021 (平成33) 年度	2022 (平成34) 年度	2023 (平成35) 年度
40～64歳	4,382人	4,438人	4,502人	4,574人	4,653人	4,588人
65～74歳	7,150人	7,240人	7,345人	7,763人	7,592人	7,785人
計	11,532人	11,678人	11,847人	12,037人	12,246人	12,073人

備考 特定健康診査の実施者数は、対象者数に目標値を乗じて算出しました。

(4) 特定保健指導の対象者数

特定保健指導の対象者数は、次の表のとおり推計しました。

○動機付け支援の対象者数

年齢	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2021 (平成33) 年度	2022 (平成34) 年度	2023 (平成35) 年度
40～64歳	308人	312人	317人	322人	327人	323人
65～74歳	672人	681人	690人	701人	714人	704人
計	980人	993人	1,007人	1,023人	1,041人	1,026人

備考 特定保健指導のうち動機付け支援の対象者数は、特定健康診査の実施者数に、平成26年、平成27年度及び平成28年度法定報告の対象者の割合の平均を乗じて算出しました。

40歳～64歳 7.0%

65歳～74歳 9.4%

○積極的支援の対象者数

年齢	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2021 (平成33) 年度	2022 (平成34) 年度	2023 (平成35) 年度
40～64歳	337人	342人	347人	352人	358人	353人
65～74歳	—	—	—	—	—	人
計	337人	342人	347人	352人	358人	353人

備考 特定保健指導のうち積極的支援の対象者数は、特定健康診査の実施者数に、平成26年、平成27年度及び平成28年度法定報告の対象者の割合の平均を乗じて算出しました。

40歳～64歳 7.7%

65歳～74歳 —

○動機付け支援及び積極的支援の対象者数

年齢	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2021 (平成33) 年度	2022 (平成34) 年度	2023 (平成35) 年度
40～64歳	645人	654人	664人	674人	685人	676人
65～74歳	672人	681人	690人	701人	714人	704人
計	1,317人	1,335人	1,354人	1,375人	1,399人	1,380人

(5) 特定保健指導の実施者数

特定保健指導の実施者数は、次の表のとおり推計しました。

○動機付け支援の実施者数

年齢	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2021 (平成 33) 年度	2022 (平成 34) 年度	2023 (平成 35) 年度
40～64 歳	31 人	62 人	95 人	129 人	164 人	194 人
65～74 歳	67 人	136 人	207 人	281 人	357 人	422 人
計	98 人	199 人	302 人	409 人	520 人	616 人

備 考 特定保健指導のうち動機付け支援の実施者数は、対象者数に目標値を乗じて算出しました。

○積極的支援の実施者数

年齢	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2021 (平成 33) 年度	2022 (平成 34) 年度	2023 (平成 35) 年度
40～64 歳	34 人	68 人	104 人	141 人	179 人	212 人
65～74 歳	—	—	—	—	—	—
計	34 人	68 人	104 人	141 人	179 人	212 人

備 考 特定保健指導のうち積極的支援の実施者数は、対象者数に目標値を乗じて算出しました。

○動機付け支援及び積極的支援の実施者数

年齢	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2021 (平成 33) 年度	2022 (平成 34) 年度	2023 (平成 35) 年度
40～64 歳	65 人	130 人	199 人	270 人	343 人	406 人
65～74 歳	67 人	136 人	207 人	281 人	357 人	422 人
計	132 人	266 人	406 人	551 人	700 人	828 人

8 特定健康診査の実施

(1) 目的

特定健康診査は、特定保健指導を実施する者を的確に抽出するために実施します。

(2) 実施の原則

特定健康診査は、原則として「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」（平成30年4月厚生労働省健康局）第2編健診に記載されているところに従い実施します。

(3) 対象者

特定健康診査は、国民健康保険の被保険者のうち、実施年度に40歳以上となるものに対して実施します。

ただし、対象者が、職場等で同等の健康診断を受けた場合において、その結果のデータを国民健康保険に提出したときは、特定健康診査を受けたものとみなします。

(4) 委託の有無

特定健康診査は、実施機関に委託して実施します。

(5) 場所及び期間

①個別健診は、次のように実施します。

- ア 場所 特定健康診査実施機関の施設
- イ 期間 5月1日から9月30日まで

②集団健診は、次のように実施します。

- ア 場所 稲沢市保健センター
- イ 期間 個別健診実施期間終了後

(6) 受診券の交付

特定健康診査の対象者に対して、特定健康診査受診券（様式1）を交付します。

特定健康診査を受けようとする者は、自己の選定する実施機関において、特定健康診査受診券に国民健康保険被保険者証を添えて提出し、受診します。

(7) 実施項目

特定健康診査は、次の項目について実施します。

① 基本的な項目

基本的な項目は、対象者の全員に実施します。

ア 法定項目

- ・ 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- ・ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ・ 身長、体重及び腹囲の検査
- ・ BMI（ $BMI = \text{体重}[\text{kg}] \div (\text{身長}[\text{m}] \times \text{身長}[\text{m}])$)の測定
- ・ 血圧の測定
- ・ 肝機能検査（GOT、GPT及び γ -GTPの検査）

- ・ 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール¹量の検査）
- ・ 血糖検査（空腹時血糖又はHbA1cの検査）
- ・ 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）

イ 追加項目

- ・ 腎機能検査（クレアチニン（eGFR）及び尿酸の検査）

② 詳細な項目

詳細な項目は、医師が必要と判断した場合に選択的に実施します。

- ・ 心電図検査
- ・ 眼底検査
- ・ 貧血検査（赤血球数、血色素量〔ヘモグロビン値〕、ヘマトクリット値）のうち、一定の基準の下、医師が必要と判断したもの

※ 血清クレアチニン検査については、判断基準に関わらず全員に実施する。

（８）結果の通知

受診者に対して、特定健康診査の結果を通知します。この場合において、受診者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を、併せて提供します。

（９）広報

毎年、特定健康診査の開始時に、広報紙「広報いなざわ」に案内記事を掲載し、特定健康診査の実施を広く対象者に周知します。

また、市のWebサイト²に案内記事を常時掲載します。

（１０）委託の基準

特定健康診査の委託先は、次に定める要件を満たす者のうちから選定します。

ア 市内に特定健康診査を実施できる施設を有すること。

イ 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成25年厚生労働省告示第92号）の第一 特定健康診査の外部委託に関する基準に定める要件及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保持等に関する基準」（平成25年厚生労働省告示第93号）の第一 特定健康診査の実施に係る施設、運営、記録の保持等に関する基準に定める要件を満たすこと。

¹ 中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、LDLコレステロールに代えて、Non-HDLコレステロールの測定も可

² Webサイト：インターネットで公開されている文字や画像、音声などで構成された表示画面の集合体

9 特定保健指導の実施

(1) 目的

特定保健指導は、特定健康診査の結果により、糖尿病等の生活習慣病の有病者及びその予備群を減少させるために実施します。

(2) 実施の原則

特定保健指導は、原則として「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」第3編保健指導に記載されているところに従い実施します。

(3) 対象者

特定保健指導は、次のア又はイに該当する者（糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除く。）に対して実施します。

ア 動機付け支援の対象者

動機付け支援は、次のいずれかに該当する者に対して実施します。

(ア) 腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性であって、次のいずれかに該当する者（イ（イ）に該当する者を除く。）

① 血糖検査の結果が空腹時血糖100mg/dl以上又はHbA1c（NGSP値）の場合5.6%以上¹

② 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満

③ 血圧の測定結果が収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上

(イ) 腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、(ア)の①から③の2つに該当する者（イ（エ）に該当する者を除く。）

(ウ) 腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、(ア)の①から③のいずれかに該当する者

(エ) 積極的支援の要件を満たす65歳以上75歳未満の者

イ 積極的支援の対象者

積極的支援は、次のいずれかに該当する者（65歳以上75歳未満の者を除く。）に対して実施します。

(ア) 腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性であって、ア（ア）の①から③の2つに該当する者

(イ) 腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性であって、ア（ア）の①から③のいずれかに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められた者

(ウ) 腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、ア（ア）の①から③の全てに該当する者

¹ メタボリックシンドロームの判定基準は空腹時血糖が原則であり、空腹時血糖の値がない場合は相関するHbA1cの値を用いることから、空腹時血糖とHbA1cの両方を測定している場合は空腹時血糖の結果を優先する

- (エ) 腹囲が 85 cm 未満である男性又は腹囲が 90 cm 未満である女性であって
BMI が 25 以上の者のうち、ア (ア) の①から③のうち 2 つに該当し、かつ、特定健康診査の結果、喫煙習慣があると認められた者

○特定保健指導の対象者（階層化）

腹囲	追加リスク	喫煙歴	対象	
	①血糖②脂質③血圧		40-64 歳	65-74 歳
≥85 cm (男性) ≥90 cm (女性)	2 つ以上該当	/	積極的 支援	動機付け 支援
	1 つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≥25	3 つ該当	/	積極的 支援	動機付け 支援
	2 つ該当	あり なし		
	1 つ該当	/		

(4) 対象者の優先順位

特定保健指導の対象者が見込みを大きく超えた場合において、すべての対象者に指導を実施することが困難なときは、次の対象者を優先して実施します。

- ア 年齢が比較的若い者
- イ 糖尿病又は脳血管疾患の予備群

(5) 委託の有無

- ア 動機付け支援は、市が直接実施するとともに、必要に応じて、実施機関に委託して実施します。
- イ 積極的支援は、市が直接実施します。

(6) 利用券の交付

特定保健指導の対象者に対して、特定保健指導利用券（様式 2）を交付します。特定保健指導を利用しようとする者は、特定保健指導利用券に被保険者証を添えて提出し、保健指導を利用します。

ただし、特定健康診査の結果の通知と同時に初回面接を行う場合は、この限りではありません。

(7) 特定保健指導の内容

特定保健指導は、特定健康診査の結果により、対象者を動機付け支援又は積極的支援に階層化して次のように実施します。

- ア 動機付け支援は、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の実施に資することを目的としています。医師等の指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けの支援を行います。行動計画の策定の日から 3 月以上経過後に、計画の実績に関する評価を行います。

イ 積極的支援は、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の継続的な実施に資することを目的としています。医師等の指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行います。行動計画の進捗状況に関する評価及び計画の策定の日から3月以上の継続的な支援終了後に、計画の実績に関する評価を行います。

(8) 委託の基準

特定保健指導を委託する場合は、委託先は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の第二 特定保健指導の外部委託に関する基準に定める要件を満たす者及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準」の第二 特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準に定める要件を満たす者のうちから選定します。

10 個人情報の保護

(1) 基本方針

特定健康診査及び特定保健指導で得られる個人情報¹は、次の法令等に定めるところに従い、最新版を遵守し適正に管理します。

ア 稲沢市個人情報保護条例（平成15年条例第31号）

イ 稲沢市個人情報保護規則（平成15年規則第34号）

ウ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

エ 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

オ 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

(2) 電子媒体の安全管理

特定健康診査及び特定保健指導で得られる電子データは、次に定めるところに従い、最新版を遵守し安全に管理します。

ア 稲沢市電子計算機処理の管理運用に関する規程（平成15年訓令第6号）

イ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン

(3) 利用の目的

特定健康診査及び特定保健指導で得られる個人情報は、データの点検並びに受診者の保健指導、評価及び分析のために利用します。

(4) 目的外利用又は第三者への提供

特定健康診査及び特定保健指導で得られる個人情報は、次に掲げる場合を除き、目的外に利用し、又は第三者に提供しません。

ア 法令等の規定に基づくとき。

¹ 個人情報：個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

- イ 本人の同意があるとき。
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- エ 稲沢市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると市長が認めたとき。

(5) 匿名化による利用等

特定健康診査及び特定保健指導で得られる個人情報を含むデータを、目的外に利用し、又は第三者に提供する場合において、(4)のアからエまでに該当しないときは、個人情報を匿名化¹して利用し、又は提供します。

(6) 委託する場合の保護措置

特定健康診査及び特定保健指導に関する業務を委託する場合は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めます。

1.1 計画の公表及び周知

この計画を推進するため、計画を市のWebサイトに掲載するなどして公表します。

また、様々なイベントや会議等の機会を利用して、計画の概要を周知します。

1.2 計画の評価及び見直し

計画を推進するため、毎年度、目標の達成状況について評価します。

実績値が計画に定める目標値に達しなかった場合は、その原因を調査し、特定健診等の実施方法を改善します。

また、評価結果やその後の状況の変化等により計画の見直しが必要になった場合は、計画の期間中においても変更します。

¹ 匿名化：個人情報から氏名、生年月日等の個人を識別する情報を取り除くことにより、特定の個人を識別できないようにすること。